

平成31年1月30日
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(以下「改正入管法」という。)が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

1 日時

平成31年2月13日(水) 9時30分～12時00分

2 場所

とやま自遊館ホール(富山市湊入船町9-1)

3 説明会に参加いただける方

- (1)在留資格「特定技能」による受入れを希望される富山県内所在の企業・団体・個人の方

「特定技能」の対象産業分野(14分野)

介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

- (2)改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される富山県内所在の企業・団体・個人の方

- (3)富山県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

第一部 ① 9時30分～10時00分 概要説明

②10時00分～11時00分 質疑応答

第二部 ①11時00分～12時00分 分野別個別説明